

Q&A で学ぶ「DC におけるポータビリティ」 ー知っておきたい「移換」のあれこれー

転職や企業の合併など最近の労働環境は異動が頻繁に行われます。こうした異動の際、蓄積した年金資産を持ち運べること（ポータビリティ）がDC制度の特徴の一つです。転職しても新勤務先で継続して年金資産を増やしていけるわけですが、その都度運用している資産をいったん解約して預け替えることになります。この資産の解約ー預替えをDC制度では「移換」と称しています。

移換の際には、それまで運用していた商品を売却して現金化し、新しいDC制度の商品ラインアップの中から選択した商品を購入します。現金化する場合、商品の売却に伴うコストがかかったり、低利の中途解約レートが適用されたりことがあります。また売却時の運用環境によっては投資信託で損失が生ずることもあります。ポータビリティのメリットとデメリットはまさに表裏一体の関係にあることになります。ここでは、移換に関する様々なケースとその実務をQ&A形式で解説することとします。



Q1. 移換しても同じ商品で運用できますか？

移換手続きでは、それまで運用していた商品を売却するので、継続して同じ商品の運用を続けることはできません。移換先のプランに同じ商品があったとしても、いったん売却して移換先のプランで再度購入することになります。

転職時の移換に一定の時間が掛かることの事情として、移換元が資格喪失の手続きを迅速に行わなかった場合や退職した企業の最終掛金が退職月の翌月になることなどがあります。移換はその後になりますので、退職即再就職しても、新勤務先ですぐに掛金拠出を受けられないこともあり得ることになります。ですから、移換の手続きは最短でも2ヶ月程度はかかることになります。



Q2. 移換手続きをしたらすぐに商品が売却されるのですか？

移換手続きをしてもすぐに商品が売却されるわけではありません。商品は移換手続きの流れに沿って売却されますので、自分で売却のタイミングを指定することはできません。したがって、移換手続き中に投資信託の基準価額が下がって損失となることもあります。



Q3. 企業型 DC のある会社に転職しました。手続きは？

移換元が企業型DCの場合、資格喪失手続きは会社が行います。移換元が個人型DCで、掛金を拠出していた場合は、移換元に資格喪失届を提出し、掛金引き落としを止める手続きをします。転職先では、DCに加入していたことを申し出てください。移換の書類を渡されるのでそれに記入して転職先の会社に提出します。

転職先 DC での運用は、転職先 DC プラン（商品ラインアップ）の中から商品を選択します。移換金で運用する商品と、毎月の掛金で運用する商品はそれぞれ指定するので、異なる商品でも同じ商品でも構いません。



Q4. 転職先には DC がありません。 どうすればいい？

個人型 DC に資産を移換します。個人型 DC はさまざまな金融機関（運営管理機関）で取り扱っていますので、好きな DC プランを選んで手続きします。国民年金基金の HP に個人型 DC のページがあり、運営管理機関の一覧表が掲載されています。運用商品は運営管理機関の DC プランによって異なります。

個人型では、移換時や運用期間中の手数料は自己負担となります。運用期間中の手数料は運営管理機関によって異なります。運用商品や手数料を事前に確認して選ぶようにしましょう。



Q5. 個人型では自分で掛金を出そうですが、出したいのですが。

企業年金のない会社に転職した場合や自営業者になった場合等は、個人型で掛金を出すことができますが、出さないこともできます。また、企業年金のある会社に転職した場合や公務員、専業主婦等（国民年金第3号被保険者）になった場合は、個人型 DC で掛金を出すことはできません。企業型 DC で積み立てたお金（移換金）のみを運用することになります。



Q6. 移換の手続きはめんどろな のでしたくないのですが。

退職後、何も手続きしないと、資産は自動的に売却されてしまいます。これを自動移換といいます。

自動移換されるのは、企業型の資格を喪失した日が属する月の翌月から6か月以内に移換しなかったときです。たとえば、3月31日に退職した場合、資格喪失日は4月1日。翌月の5月から6か月以内なので10月末までに移換しなかった場合ということになります。

自動移換されると資産は売却されて現金となり国民年金基金連合会で管理され、運用されません。また、自動移換されている間は手数料がかかります。手数料は、自動移換されたときに4,150円と、自動移換されて4ヶ月後から1月あたり50円かかり、資産から引かれてしまいます。

そして、自動移換されたままだと60歳になっても老齢給付金の請求ができません。企業型か個人型の DC に資産を移してから請求となります。自動移換中は老齢給付金を受けるための加入者等期間に算入されないため、自動移換前の加入者等期間が10年未満の場合は受取開始の時期が60歳よりも遅くなってしまいます。



Q7. 個人型加入者ですが企業型 DC のある会社に転職しました。個人型と企業型、両方入れる？

DCは1つの制度しか加入することができません。転職先の会社で DC の加入資格を満たす場合は、個人型から企業型に資産を移換する手続きが必要です。転職先に、DC に加入していたことを申し出てください。



Q8. 個人型加入者ですが企業型 DC のある会社に転職しました。個人型を続けられる？

転職先の会社で DC の加入が選択制の場合は、DC 加入を選択せずに個人型 DC を続けることができます。ただしその場合、個人型で掛金を出すことはできません。今まで積み立てた資産の運用のみを行うことになります。



Q9. 個人型加入者ですが別の個人型 DC に変更できる？

個人型 DC では、運営管理機関を自由に選択できるため、現在加入中の個人型 DC から別の個人型 DC に変更することができます。新しく選択する DC の運営管理機関に「加入者等運営管理機関変更届」を提出します。

個人型 DC 間の変更であっても、資産をいったん現金化し、そのお金で新しい DC プランの商品を購入します。商品によっては売却により手数料が引かれる場合がありますので、事前に移換元の運営管理機関に確認しましょう。